

検査の 要請の 内容等

- ✓ 要請（令和4年6月13日）された事項は、2年度コロナ関係予備費（コロナ対策予備費及び一般会計予備費（コロナ対策のために使用したものに限る。））のうち翌年度に繰り越した経費並びに3年度コロナ対策予備費に関する①予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況、②予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況
- ✓ 参議院決算委員会は、同日の「令和2年度決算審査措置要求決議」において、国会開会中の予備費使用についてより一層の説明責任を果たすこと、予備費等の予算の執行状況に係る透明性を向上させることなどを政府に要求
- ✓ 予備費の使用決定により予算科目に配賦された予備費使用額は、当初予算等の既定予算と一体として執行されるため、予算科目の執行状況から**予備費使用相当額**（予備費使用額を財源とする予算に相当する額）を**区別してその執行状況を具体的に確認することは基本的にできない**

検査の 結果

- ✓ コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした3年度の予算科目22項47目においては、予算科目の執行状況から予備費使用相当額の執行状況を区別できるものはなかった
- ✓ 8府省等は、**実務上の取扱い**として、**管理簿等により事業単位で予算の執行管理**を行うなどして、財源選択の順序の整理方法（複数ある財源のいずれから支出等を行うこととするかについての整理の方法）等が異なるものの、**予備費使用相当額の執行状況を区別できるようになっていた**
- ✓ **予備費使用相当額を他の事業へ流用**（異なる予算科目（目）間における法令上の予算異動）又は**目内融通**（一つの予算科目内における実務上の予算異動）している事業や、**予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越している事業**が見受けられた
- ✓ **予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間等を用いて予備費使用要求額を積算している事業**（いずれの事業も**予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰越し**）が見受けられた 等

所見

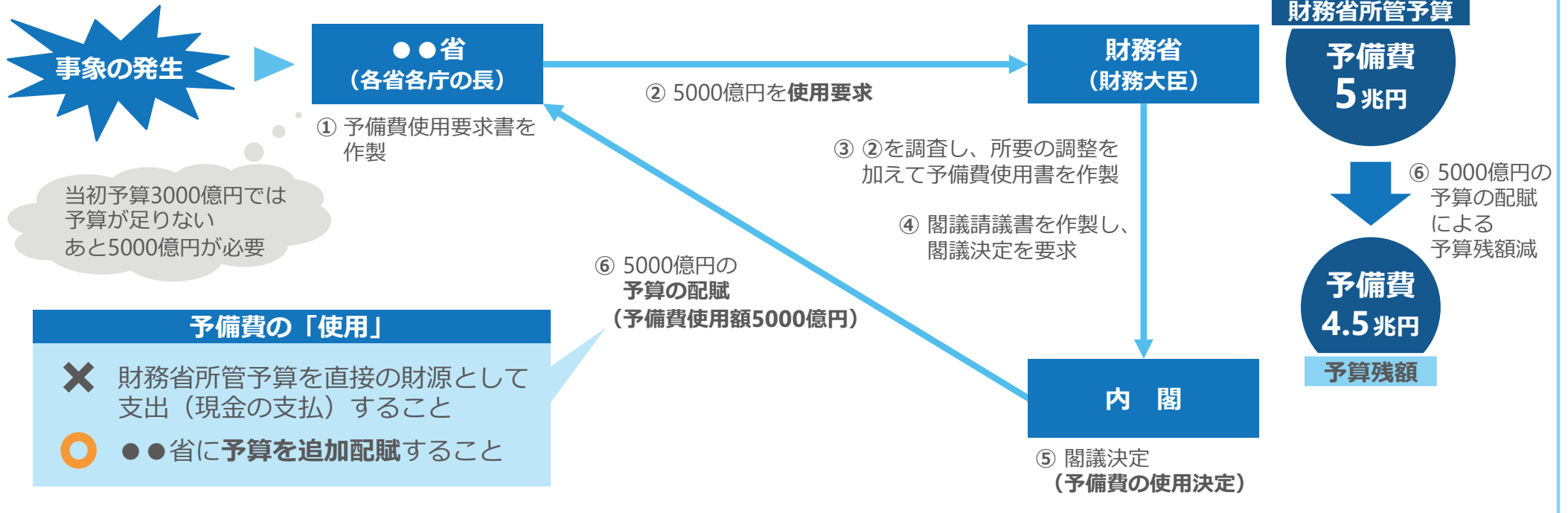
- ✓ **事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること**
- ✓ **事業ごとに財源選択の順序の整理方法等を明示すること**
- ✓ **予備費使用相当額の流用等又は目内融通を行った場合には、その状況を丁寧に示すこと**
- ✓ 予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、**特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合**には、事業の実施、事業予算の執行等に係る**予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧に示すこと**

予備費の使用等の状況（要請）

8府省等、財務省

検査の背景 予備費の「使用」（報告書P1～P8）

（例）●●省所管予算のために5兆円の予備費から5000億円を「使用」する場合



日本国憲法第87条第1項

予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる

「予備費の使用等について」（昭和29年閣議決定 最終改正平成19年）第3項

国会開会中は…次に掲げる経費を除き、予備費の使用は行なわない

③ 予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費

令和2、3両年度予算総則

新型コロナウイルス感染症対策予備費は、…同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しない

令和2年度決算審査措置要求決議

政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、平成19年の閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべき

令和元年度決算審査措置要求決議

政府は、…日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるべき



参議院
決算委員会

予備費の使用等の状況（要請）

検査の背景 予備費使用額を財源とする予算の執行（報告書P8～P11）

（例）予備費5000億円の使用決定により予算が配賦された●●省所管の予算科目等の場合

（所管）●●省
予算科目A

予備費の使用決定による予算5000億円の配賦

（単位：億円）

科目	歳出 予算額 ①	前年度 繰越額 ②	予備費 使用額 ③	流用等 増△減額 ④	移替 増△減額 ⑤	予算現額 ①～⑤の合算	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
(項) △△費 (目) ◇◇補助金	3000	-	5000	△500	-	7500	5000	2000	500

流用等増減額に含まれる予備費使用相当額を区別することも基本的にできない

予算の流用

予備費使用相当額の執行状況の区別の可否

予備費使用額を財源とする予算は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行

➡ 予備費使用相当額（予備費使用額を財源とする予算に相当する額）の執行状況（支出済額、翌年度繰越額、不用額）を区別することは基本的にできない

（所管）●●省
予算科目B

科目	歳出 予算額	前年度 繰越額	予備費 使用額	流用等 増△減額	移替 増△減額	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
(項) △△費 (目) ◇◇委託費	1000	-	-	500	-	1500	500	500	500

「予備費の使用等について」（昭和29年閣議決定）第4項

予備費を使用した金額については、これをその目的の費途以外に支出してはならない

令和2年度決算審査措置要求決議

決算書の執行額は、・・・財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもある

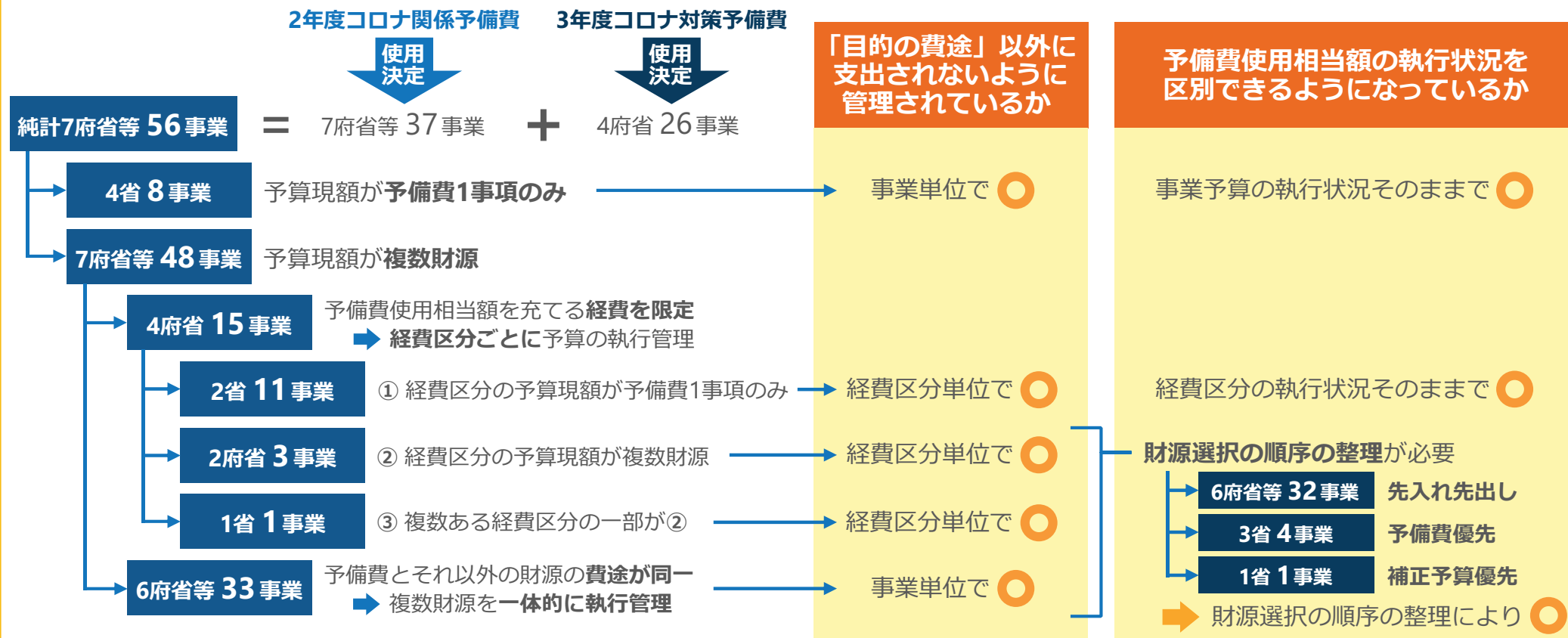
政府は、・・・情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべき



参議院
決算委員会

検査の結果① 「事業」を単位とした予算の執行管理等（報告書P24～36、P52～54）

- ✓ 使用決定により予算が配賦されるなどした3年度の予算科目22項47目においては、予備費使用相当額の執行状況を区別できるものはなかった
- ✓ 8府省等は、実務上の取扱いとして、事業を単位として予算の執行管理等を実施・予備費の使用要求を検討等
- ✓ 事業予算の執行管理等は事業担当部局が管理簿（表計算ソフト等で作成した帳簿）等により実施



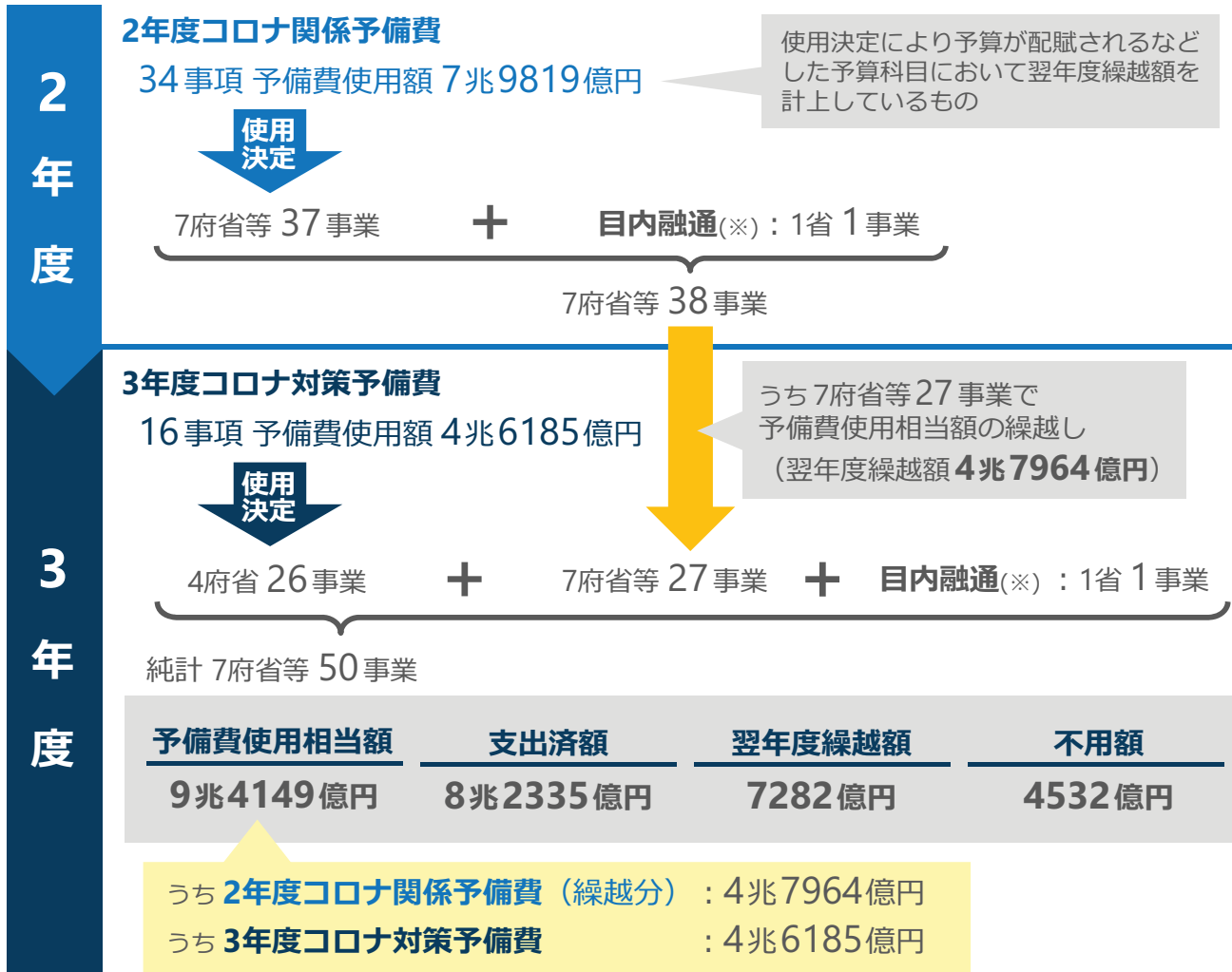
※ 公表資料では、事業ごとの予備費使用相当額の執行状況、財源選択の順序の整理方法等は明らかになっていない

事後検証により一層
資するには…

所見ア 事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること

所見イ 事業ごとに財源選択の順序の整理方法を明示すること

検査の結果② 事業別の予算の執行状況（報告書P36～54）



繰越しの状況

予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していたもの

2年度 : 6府省等 14 事業
 3年度 : 2府省 4 事業 (7ページ参照)

流用・目内融通の状況

流用

異なる予算科目(目)間における法令上の予算異動

事業A

目内融通

一つの予算科目内における実務上の予算異動

事業B

他の事業へ予備費使用相当額の流用又は目内融通を行っていたもの

2年度 : **目内融通** 1省 3 事業 (4件)
 3年度 : **流用** 1省 1 事業 (1件)
目内融通 1省 2 事業 (2件)

(※) 予備費使用決定による予算の配賦を受けていない事業への目内融通
 2年度 : 1省 1 事業
 3年度 : 1省 1 事業

事後検証により一層資するには...

所見ウ 当初に予備費の使用決定により予算が配賦された事業とは別の事業へ予備費使用相当額の流用等又は目内融通を行った場合には、その状況を丁寧に示すこと

予備費の使用等の状況（要請）

8府省等、財務省

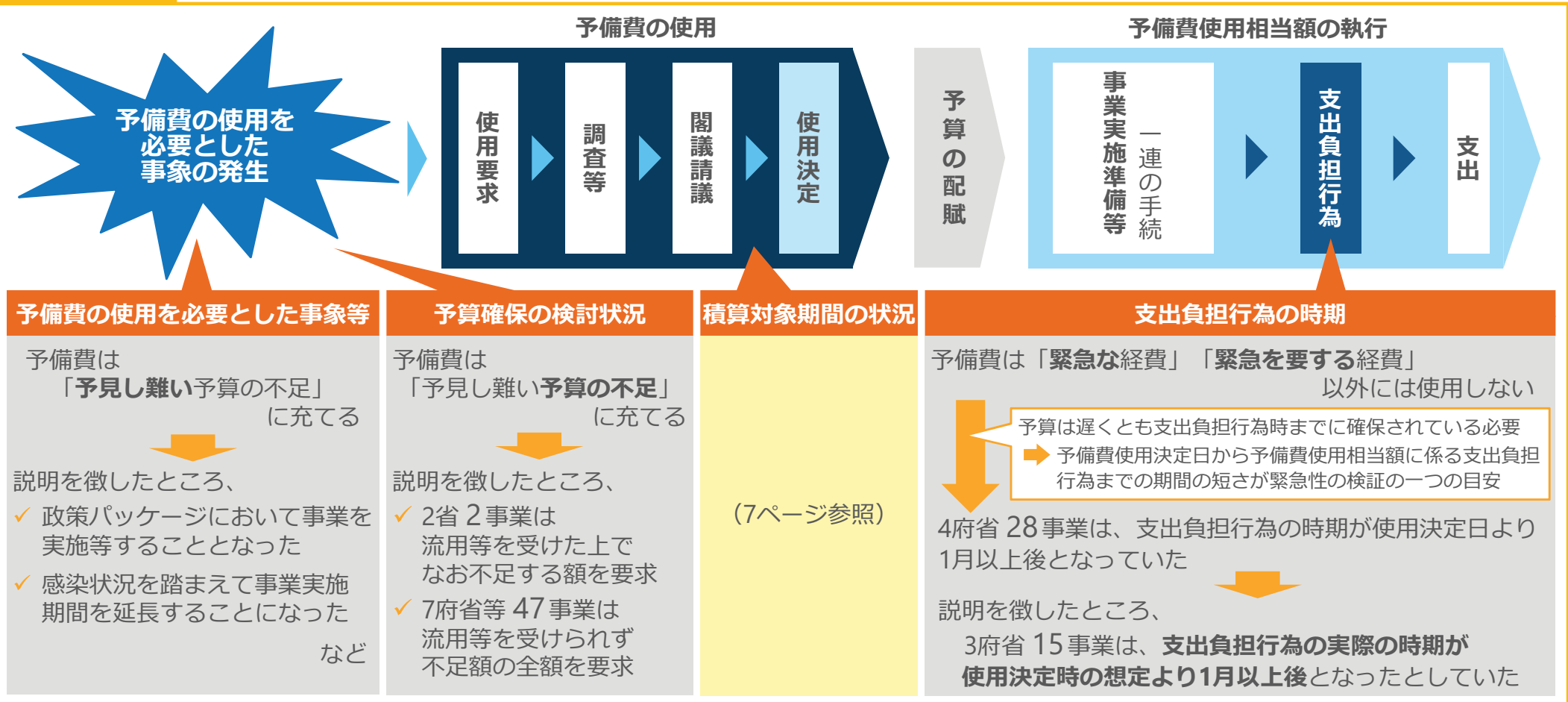
予備費の使用状況に係る検査の対象（報告書P54）

コロナ関係予備費 41 事項
(純計 7府省等 49 事業、予備費使用額 10兆 7089億円)

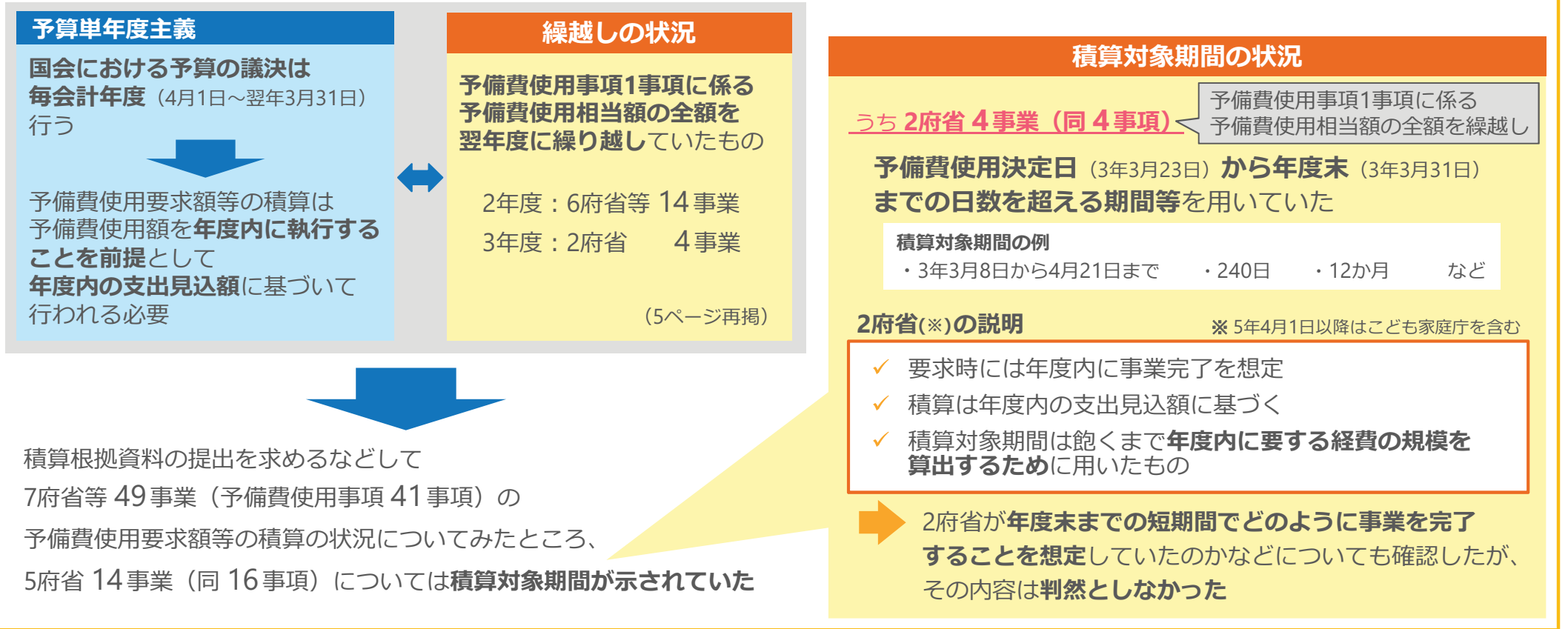
2年度コロナ関係予備費34事項のうち予備費使用相当額の繰越しがあったもの

- 2年度：25 事項（7府省等 27 事業、予備費使用額 6兆 0903 億円）
- 3年度：16 事項（4府省 26 事業、予備費使用額 4兆 6185 億円）

検査の結果③ 予備費の使用理由の状況（報告書P56～59）



検査の結果④ 予備費使用額の積算基礎の状況（報告書P60～67）



- ✓ 予備費は国会による事前議決の原則の例外
- ✓ 積算は**予算単年度主義**に基づき**年度内の支出見込額**に基づいて行われる必要 など

予備費使用相当額の繰越しの状況については、予備費使用決定時の想定も含めて十分な説明が求められると考えられる

所見工

事業予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、事業の実施、事業予算の執行等に係る予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧に示すこと